

退職されるみなさまへ

現在お持ちの保険証は、あなたも、ご家族も、退職日までご使用いただけます。

退職日の翌日からご使用できませんので、ご注意ください。

また、新たな保険への加入が必要となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。

保険証はすみやかに、事業所の担当者様へ返却してください。

退職者



と事務担当者



のやりとり

3月20日退職のケース

長い間、お疲れさまでした。
ところで、健康保険証は
持ってきましたか？



自分の分は持ってきましたが、
来週、妻が病院にかかるので、
妻の分は郵送で送ります。

……。
健康保険証は、
退職日までしか
使えないのよ。



あれ？月末まで
使えないんですか？



月の途中で退職するときでも、
使用できるのは退職日まで
なのよ。



へえ～、勘違いしていました。
そうしたら、
来週病院にかかるときは…

新しい健康保険証を提示して、
受診することになるわ。



そうなんだ。
ところで、
新しい健康保険証って？

この前、次の保険に関する
説明をしましたけど。



すいません。
もう一度教えてくださいませんか？

裏面に続く



退職後の保険ってどうすればいいの？

退職後の保険加入は、自分で決めたいうえで、手続きをすることになります。
では、どのような選択肢があるのでしょうか？

1 任意継続保険

協会けんぽに加入していた方で、要件を満たしている場合は、継続して保険に加入することができます。ただし、あくまで「任意」の保険ですから、定められたルールを守らなければ、資格を失います。

加入の要件とは？

1. 退職日までに「継続して2ヶ月以上の健康保険加入期間」があること。
2. 退職日の翌日から「20日以内」の申請であること。

3. 任意の日付でやめることはできません。

※「国民健康保険への加入」「別保険の扶養者になる」という場合は、「保険料を支払わない」ことで、資格がなくなった後に加入することになります。

定められたルールや注意点は？

1. 保険料を納付期限までに納付しなかったときは、資格を失います。
※納付期限の翌日が資格を失う日となります。ただし、初回分が期限内に払われなかった場合は、加入自体が取消となります。
2. 保険料の納付期限は、毎月10日となります。
※別の日にすることはできません。ただし、「初回分」の納付期限は、別に指定された日となります。

保険料と納付方法は？

1. 在職中は、事業主と折半で納めていましたが、任意継続保険は、「全額自己負担(上限あり)」になります。
2. 納付方法には、納付書納付、口座振替(月初引落とし)、前納一括納付(割引あり)があります。

なるほど、
いろいろ気を付けなければならないな...
他の保険は？



2 国民健康保険

国民健康保険は「お住まいの市区町村」で運営しています。
加入する際には..

1. 申請の際には以前加入していた健康保険制度を脱退した日がわかる証明書が必要です。
 2. 退職日の翌日から「14日以内」の申請が必要です。
- 注: 健康保険料や保険料軽減制度(離職理由による保険料軽減措置)などにつきましては、お住まいの市区町村役場へご相談ください。



3 配偶者・両親などの保険への扶養加入

加入する保険制度によって要件が異なります。加入する保険が「協会けんぽ」の場合は..

1. 年収が130万円未満(60歳以上は180万円未満)で、被保険者の年収の半分未満であること。
※年収とは、過去の収入ではなく、扶養認定以降の見込み額です。収入には、雇用保険の失業給付、公的年金などの恒常的収入が含まれます。
 2. 被保険者の勤務する事業所を通じて、「5日以内」の申請が必要です。
- 注: 協会けんぽ以外の保険制度の扶養者として加入する場合は、加入先の保険または、事業所へご相談ください。

そうなんだ..これは、退職前に
検討しておいた方がいいですね。



事業所担当者みなさまへ

退職者が次の健康保険にすみやかに加入できるよう、資格喪失届の手続きは早めをお願いいたします。



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ